

監査監第2519号

令和8年3月30日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 伊藤 仕 様

さいたま市監査委員 井山 剛之

同 工藤 道弘

同 阪本 克己

同 金井 康博

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査（出資団体）を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

財政援助団体等監査（出資団体）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 出資団体

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(2) 所管課

福祉局 生活福祉部 福祉総務課

(3) 対象事務

出資団体に係る出納その他の事務の執行について（令和6年度及び他の年度）

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 所管課

ア 出資目的及び出資金額等は妥当か。

イ 出資金等の支出手続は適正か。

ウ 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

エ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

オ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

カ 増・減資等はあるか。

キ 有価証券の保管は良好か。

(2) 出資団体

ア 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

イ 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

ウ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

- エ 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- オ 経営成績及び財政状態は良好か。
- カ 収益率及び財務比率は良好か。また、人件費の内容及び金額は事業規模に比し適切か。
- キ 経理・庶務事務は適正に行われているか。
- ク 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- ケ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
- コ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か。
- サ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。
- シ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ス 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- セ 団体の機関は有効に機能しているか。
- ソ 今後の有効な事業運営の見込みは適切か。中長期経営計画の策定状況、保有施設の改修計画と財源確保状況、借入金の返済財源と今後の返済見込みは適切か。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、出納その他の事務の執行が適正に執行されているか否かについて、関係者から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象団体内

(2) 監査期間

令和7年11月21日（金）から令和8年3月27日（金）まで

6 出資団体の概要

(1) 設立目的

利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスの提供を図るとともに、利用者個人の尊厳を保持し、能力に応じた日常生活を地域社会において営むことができる

よう支援する。

(2) 事業内容

ア 第1種社会福祉事業

母子生活支援施設の経営、軽費老人ホーム(ケアハウス)の経営

イ 第2種社会福祉事業

生計困難者に対する相談支援事業、障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業(児童センター併設)、放課後児童健全育成事業(単独館)、児童厚生施設の経営、老人福祉センターの経営、障害福祉サービス事業、相談支援事業、身体障害者福祉センターの経営

ウ 公益事業

老人憩いの家の経営、地域生活支援事業、さいたま市大宮ふれあい福祉センターの経営、放課後子ども居場所事業、さいたま市宅配食事サービス事業、さいたま市東部地域つながる発達支援相談事業

(3) 出資状況

市の出捐金は1,910万円であり、出資比率は100%である。

7 監査の結果

(1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載

上記1から6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった出資団体の当該出資に係る出納その他の事務の執行が当該出資の目的に沿って行われていることが認められた。

(2) 指摘事項(監査基準第17条第4項の規定に基づく記載)

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 福祉局 生活福祉部 福祉総務課

出捐証書等の保管、団体に対する指導監督等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

イ 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団

(ア) 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団特定個人情報取扱規程第12条によると、事務取扱担当者は特定個人情報管理台帳を作成するものとしてされている。

しかし、特定個人情報管理台帳を作成していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

- (イ) 社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団評議員及び役員の報酬等に関する規程第5条によると、非常勤役員に職務執行の対価として、報酬を支給することができることとされている。

しかし、理事会を欠席した理事に、誤って報酬を支給していたため、適正な事務処理を行うべきである。

- (ウ) 社会福祉法第45条の2第2項によると、事業報告の附属明細書を作成しなければならないとされている。

しかし、前回の指摘にもかかわらず、事業報告の附属明細書を作成していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。

- (エ) 労働基準法第15条第1項によると、使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面の交付等により明示しなければならないとされている。

しかし、職員の労働契約において、労働条件を書面の交付等により明示していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。